

愛知県環境影響評価審査会 知多南部ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成30年3月20日(火) 午前10時から午前10時35分まで
- 2 場所 自治センター 5階 研修室
- 3 議事
 - (1) 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員8名、説明のために出席した職員12名、都市計画決定権者及び事業者9名
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - ・ 会議録の署名について、成瀬部会長が酒巻委員と田代委員を指名した。
 - (2) 議事
 - ア 知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - ・ 資料1から資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【片山委員】資料3と参考資料1のはじめに、まだ使える知多南部クリーンセンターをなぜ建て替えるのかとの意見があるが、どう考えているか。
- 【事務局】参考資料3の2ページ、①から③に同様の住民意見があり、それに対する都市計画決定権者の見解として、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえて策定した「知多南部ごみ処理広域化計画」に基づき、知多南部地域のごみ処理を集約し、環境の保全に配慮した新たなごみ処理施設を整備するとしている。どこかのタイミングで既設の3施設を集約する必要があるということで、今回、この事業計画に至ったものである。
- 【片山委員】公述された方が指摘しているのはなぜ今なのかという点なので、納得していただけるような説明が必要だと思う。
また、低周波音について、心身に係る苦情と物的苦情は別であると指摘しているが、どう考えているか。
- 【事業者】なぜ今なのかという点について、今回の事業は既設の3施設を1施設に集約するものだが、1施設はご指摘のとおり少し新しいものの、残り2施設はかなり古く、更新しなければごみ処理に支障をきたす状態であることから、ある時点で集約しなければならないことをご理解いただきたい。

また、低周波音については、心身への影響と物的な影響があるが、騒音でも同様である。騒音には環境基準があるが、これは音を受ける感覚からは安全側に設定していると考えられる。事業者としては計画基準値が目安となるので、これを遵守したいと考えている。

【事務局】低周波音には規制値がないことから、参照値との比較で影響を評価している。ただ、稼働しても影響が生じることがないように、部会報告に盛り込んでいただきたい。

【成瀬部会長】既設3施設のうち2施設がかなり古いということだが、これらは新たな施設の供用開始後に解体するのか。

【事業者】平成34年4月からは、既設の3施設は稼働せず、新たな施設で全て焼却することとしている。なお、解体の時期は各市町で検討するものであるため、現時点では未定である。

【片山委員】参考資料1の4ページで、高質ごみの発熱量は大きいため、焼却施設が耐えられないのでは、と指摘しているが、どう考えているか。

【事業者】高質ごみのみを燃やし続ければ焼却炉に損傷が生じるおそれがあるが、計画ごみ質は机上の数字であり、実際のごみ質には変動がある。焼却する段階で制御し、焼却炉の保全を図りながら運転することで対応したいと考えている。

【橋本委員】碧南市長より、排出ガス等の測定を行った場合には、その結果を公表し、との意見があるが、事後調査は地下水のみ実施するとしているところ、どう対応されるのか。

【事務局】排出ガスについては、廃掃法に基づく維持管理基準を遵守するため、現有施設で測定・公表しており、新たな施設でも引き続き測定・公表されると考えているが、碧南市だけでなく半田市からも同様の意見があることから、この点については部会報告に盛り込んでいただきたい。

【片山委員】参考資料1の3ページで日照障害について指摘されているが、施設の配置はどのように計画されたのか。

【事務局】準備書11ページの計画施設の配置図のとおり、事業実施区域の西側に臨港道路を挟んで住居等があることから、計画施設はなるべく区域の東側に寄せて配置している。また、区域周辺は、西側以外は全て工場となっていることから、北側に寄せて配置したとしても、施設による影が住宅に届くことはないとする。加えて、区域周辺は工業専用地域であり、そもそも日影規制がかからない地域となっている。

【田代委員】資料1の別添2において、知多南部と武豊火力発電所の工事及び供用開始の時期が記載されている。武豊火力のアセスでは、同時に海側で最終処分場の工事も行われることから、それとの複合的な影響が議論のポイントになった。今回のように、近い場所で、同時期に3つの事業が行われることについて、県としてどのような見解を持っているか。個々の事業の影響は評価しているものの、事業がいくつも重なる場合は、県の方で何か方針を定めた方が良いのでは。

【事務局】別事業の時期が重なることについて方針はないが、地元の生活環境を守ることが原則であるため、それぞれの事業者に対し助言し、配慮するよう求めていくこととなる。

【片山委員】20年や30年後の将来、これらの事業の更新が再び重なるおそれもあるのではないかと。

【事務局】発電所やごみ処理施設がどうなるかは不明である。

【成瀬部会長】過去には、ごみの発熱量が高いと焼却炉が高温になって壊れることもあったが、近年は炉の性能が向上し、発電も行っているため、逆に発熱量が高いごみが求められている。また、発電所も環境規制が厳しくなっている。

炉の寿命は石炭火力で30から40年程度となっており、ごみ焼却炉では20年に改修工事でもう10年延ばせるかといったところであり、延びていると感じている。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会